



被災者支援のための 「災害時における行政手続の支援活動に関する協定」 締結式について

このたび、東京都行政書士会多摩西部支部と「災害時における行政手続の支援活動に関する協定」を締結することになりました。

東京都行政書士会多摩西部支部と協定を締結することにより、地震災害等が発生した際に、被災者が生活再建に必要な公的支援制度を活用するための罹災証明書や各種行政手続きの申請に関して、行政書士の支援を受けることで、被災者の負担を減らすとともに迅速な申請が可能になり、被災者の支援につながります。

市では今後も、地域の防災力と市民の防災意識を高めるための取組と支援を行うとともに、様々な主体との協力関係を構築し、これまで以上に災害に強いまちづくりを推進していきます。

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 日 時 | 7月1日（月） 午後2時30分から |
| 2 場 所 | あきる野市役所 5階 庁議室 |
| 3 締結主体 | 東京都行政書士会多摩西部支部 |

協定内容

- ・災害時における行政手続の支援活動